

令和7年12月9日

特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムの開催について

原子力規制庁
放射線規制部門

平素より放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

原子力規制庁では、特定放射性同位元素防護管理者及びその代理人（以下「防護管理者等」という。）の選任に関し、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第38条の5に規定する防護管理者の要件を満たす者を確保することが困難な事業者を対象に特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム（以下「育成プログラム」という。）を開催しており、令和7年度は以下のとおり開催いたします。

1. 概要

- (1) 開催日時：令和8年2月17日（火）13:00から同月20日（金）14:00まで（4日間）
- (2) 開催場所：原子力規制庁会議室（東京都港区六本木1-9-9）
- (3) 受講対象者：定員30名
 - ① 次の事業者のうち、防護管理者等に選任するための経験を有する者を確保することが困難な事業者であって、防護管理者等に選任する予定の者
 - ア 特定放射性同位元素の取扱いを新規に開始しようとする事業者
 - イ 特定放射性同位元素の取扱いを新規に開始しようとする許可使用者及び許可廃棄業者
 - ウ 既に特定放射性同位元素を取り扱う許可使用者及び許可廃棄業者
 - ② また、上記受講対象者で定員に満たない場合は、以下の者にも受講を認めます。（ただし、規則第38条の5第3号の原子力規制委員会が認めた者にはなりません。）
 - ア 既に特定放射性同位元素を取り扱う許可使用者及び許可廃棄業者において、防護管理者等に選任されている者及び今後防護管理者等に選任する予定の者（ただし、経験を有する者を確保することが困難な場合を除く。）
 - イ 登録運搬方法確認機関の運搬方法確認員及び主任運搬方法確認員
 - ウ 登録運搬物確認機関の運搬物確認員及び主任運搬物確認員
 - エ 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の講師

2. 開催プログラム

※ 詳細なプログラムは調整中

【参考】育成プログラムのカリキュラム

- ① 原子力・放射線概論／人体への影響
- ② 放射線測定器操作実習
- ③ 核セキュリティに関する国際動向
- ④ 関係法令
- ⑤ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解説
- ⑥ 特定放射性同位元素防護規程
- ⑦ 輸送（運搬物確認）
- ⑧ 輸送（運搬方法確認）
- ⑨ 放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト
- ⑩ 防護対応の机上演習
- ⑪ 治安機関との連携
- ⑫ 修了試験

- ※ 放射線取扱主任者に選任されている者で、本育成プログラムの受講予定日から過去3年以内に放射線取扱主任者定期講習を受講している者は、①及び②の受講の免除が可能です。
- ※ 育成プログラムは防護管理者等を選任するための資格要件を満たすために開催するものです。受講者は原則として全ての課目を受講した上で、修了試験に合格することが求められます。

3. 申込み方法

- ・添付の特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム受講申込書に必要事項を記載し、メール又は郵送で申し込んでください。
- ・また、上記受講対象者の①に該当する方は、添付の理由書も併せて提出してください。

4. 留意事項

- ・申込みに当たっては、事業所長から承認を受けた上で申し込んでください。
- ・1（3）①の受講希望者については、理由書を精査した上で受講を決定いたします。希望者が多数の場合、受講できないことがあります。

5. 問合せ先

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

担当：永田、古垣

TEL : 03-5114-2260 (内線 4893・3877)

Mail : genhosya@nra.go.jp